

# コロナ時代の法律実務

虎ノ門南法律事務所  
弁護士 上沼 紫野

2020.9.2

## オンライン化の進展

### A テレワークに関する法務

- (1) 就業規則
- (2) 労務管理
- (3) セキュリティ

### B オンライン取引

#### 1 電子契約

- (1) 電子署名
- (2) いわゆる「ハンコ」の必要性
- (3) 法的効果

#### 2 デジタル・プラットフォーム取引透明化法

### C 著作権法

**(1) 就業規則**

**(2) 労働時間管理**

**(3) 情報管理**

**Q 就業規則の変更が必要か**

**A 労働条件等が同じであれば、変更は必要はないが……**

**(1) 就業場所の指定**

**(2) 通信費の負担**

**(3) 労働時間**

## 定める内容

### ・定義

**在宅勤務：** 従業員の自宅、その他自宅に準じる場所（会社指定の場所に限る）における情報通信機器を利用した業務

### ・対象者

Q 希望者とするか

Q 自宅等の適正な環境を条件とするか

希望を条件とする場合は会社の許可が必要となる

### ・労働時間

## 定める内容

### ・費用

#### Q 交通費

定額の通勤手当ではなく、実費支給とすることは可能

#### Q 通信費等

従業員負担と記載しなければ会社負担

cf 労働基準法89条5号

就業規則の記載事項

五 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項

- ① 労働条件の明示  
就業場所を明示する必要(労働基準法施行規則5条2項)
- ② 労働時間の把握  
労働時間の把握は使用者の責任
- ③ 労働安全衛生
- ④ 業績評価・人事管理

### ② 労働時間の管理

#### a. 始業・終業時刻の管理

#### b. 業務中の在籍確認

→ 方法について周知等を必要



### ② 労働時間の管理

#### Cf. 事業場外労働のみなし労働時間制の利用

以下の要件を満たす場合

- 1) テレワークが、起居寝食等私生活を営む自宅で行われること
- 2) テレワークで使用しているパソコンが使用者の指示により常時通信可能な状態となっていないこと
- 3) テレワークが随時使用者の具体的な指示に基づいて行われていないこと

Cf. フレックス等

### ③ 労働安全衛生

- ・メンタルヘルス

  - ストレスチェック等

- ・VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン  
照明等に関する助言

- ・長時間労働対策

  - ✓ メール制限

  - ✓ システムへのアクセス制限

  - ✓ 長時間労働者への注意喚起

Q COCOAのインストールを義務づけられるか？

### テレワークにおける情報管理

#### 1) 就業規則におけるテレワーク勤務時の服務規律

- ・秘密保持

  - 親族も第三者とみなす旨の規定

- ・成果物の複写・複製の制限

- ・セキュリティガイドラインの遵守

  - この辺りは釈迦に説法になりそうですが・・・

### テレワークにおける情報管理

**METI 2020. 5. 7 テレワーク時における秘密情報管理のポイント  
Point**

- ・秘密として管理する情報の範囲の明確化
- ・従業員に対する予見可能性の確保

**適切なアクセス制限  
秘密である旨の明示**

- ・職務発明規程等の確認

### 1 電子契約

(1) 電子署名

(2) いわゆるハンコの必要性

(3) 法的効果

### 2 デジタル・プラットフォーム取引透明化法

## 「電子契約」電子委任状の普及の促進に関する法律 2条2項

事業者が一方の当事者となる契約であって、電子処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約書に代わる電磁記録が作成されるものをいう。

## 電子署名及び認証業務に関する法律 (H12年)

### 2条

電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- ①当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること
- ②当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること

### 3条

電磁的記録であって情報を表すために作成されたものは、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符合及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

## 電子署名の種類等

### ・ローカル署名

電子署名に用いる秘密鍵を署名者の手元に保持し、署名者が直接使用しているPC等で電子署名を生成(署名者が秘密鍵を管理しているので、署名者と電子署名の関係が確実)

### ・リモート署名

サーバーに秘密鍵を預けておき、署名者の指示によりサーバー側で電子署名を生成

## ・電子契約事業者署名型

cf 「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」(総務・法務・経産)

- ・ 必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的にはAが当該措置を行った場合であっても、Bの意思のみに基づき、Aの意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はBであると評価することができるものと考えられる。
- ・ 利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得る
- ・ 上記サービスにおいて、例えば、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことよって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、これらを全体として1つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者(=当該利用者)の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件(電子署名法第2条第1項第1号)を満たすことになるものと考えられる



### 原則)

契約締結に方式を必要としない無方式主義

口頭でも成立

契約書は、証拠書面に過ぎない

### 例外)

保証契約(電子契約で行うことは可)

押印があることで一定の保護が高まる場合もあるが...

有印私文書偽造など

...署名でも同じ保護

#### 民事訴訟法上の位置づけ

- ・民事訴訟において証拠とされるためには、当該文書の作成名義人が真実の作成者であることが必要

相手が認めるか、または、立証が必要

(文書に押印があるにもかかわらず、故意/重過失で文書の成立を争うと過料の制裁)

- ・民訴法228条4項

私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。

#### 最高裁S39.5.12

本人の印影があれば本人の意思に基づき押印がされたと推定される。

いわゆる二段の推定

実印のみならず認め印にも適用される

Cf 電子署名法3条

#### Cf. ウルトラマン事件

日本国外における独占的利用権が争われた事案

(契約書が偽造かどうか)

#### [日本]

東京地判平成15年2月28日、東京高判平成15年12月10日

最高裁平成16年4月27日決定 円谷プロ敗訴

#### [タイ国]

① 平成15年 タイ国最高裁 ウルトラシリーズ6作品の使用権は、タイプロダクション

② 平成19年 ウルトラマンそのものの著作権は、タイプロダクションになし

③ 平成20年 独占契約書が偽造として、円谷プロ勝訴

#### [米国]

2018.4.18 連邦カリフォルニア中央区地方裁判所

契約書が偽造であることを認めた

**特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律**

**2020.5.27成立**

**2020.6.3公布**

**施行 公布の日から起算して1年を超えない範囲内**

**[趣旨]**

**デジタルプラットフォーム事業者の取引における役割の重要性、規約の変更や取引拒絶の理由が示されないなど取引の透明性が低いことや、商品等提供利用者の合理的な要請に対応する手続き・体制が不十分であるとの懸念があることに鑑み、デジタルプラットフォームの取引の透明性と公正性の向上を図るために、取引条件等の情報の開示、運営における公正性確保、運営状況等の報告、評価・評価結果の公表等の必要な措置を講じる**

### 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律

#### 取引慣行等に関する実態調査の結果見えてきた課題

(DPF提供者の意見も聴取の上、整理された課題)

##### 取引環境上の主な課題

(規約変更による取引条件の変更等)

- DPF提供者は規約変更の際に①利用事業者に変更内容を事前に通知して十分に説明する、②規約変更について利用事業者から合理的な意見が寄せられた場合には、当該意見をできる限り考慮する、③規約変更の通知から適用されるまでの期間を十分に設けることが必要。
- 取引の透明性・公正性を高めるため、返品・返金の条件を書面で定めておくことが必要。

(紛争処理等の体制)

- 詳細基準を定めると悪用される場合には、調停者を定めることを検討する必要。

(取引データの利用範囲の明示)

- 販売情報、顧客情報等の取引データについて、①自ら又は関連会社による利用の有無、②利用する場合における目的、範囲、当該データにアクセスする条件等について明示することが必要。

(自己又は関連会社と異なる扱いの明示)

- ①検索順位を決定する主なパラメーター等を明らかにする、②自ら又はその関連会社との間で、手数料や表示方法等について公平に扱う又は、異なる条件とする場合には明示することが必要。

### 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律

#### 独占禁止法上の主な課題

##### (規約変更による取引条件の変更等)

- 取引上優越した地位にあるDPF提供者が①手数料を引き上げる②新しいサービスの利用を義務化する等の規約変更により、正常な商慣習に照らして不当に、利用事業者に不利益を及ぼす場合には独占禁止法上問題（優越的地位濫用）となるおそれ。

##### (取引データを利用した直接販売)

- DPF提供者が、立場を利用して得た競合する利用事業者の販売情報、顧客情報等の取引データを自ら又は関連会社による販売活動を有利に行うために利用し、競合する利用事業者と消費者との取引を不当に妨害すれば独占禁止法上問題（競争者に対する取引妨害等）になるおそれ。

##### (自己又は関連会社と異なる扱い)

- DPF提供者が、自ら又はその関連会社と利用事業者との間において、手数料や表示の方法等について不公正に取り扱う、検索アルゴリズムを恣意的に操作して自ら又はその関連会社が販売する商品を上位に表示して有利に扱うなどにより、競合する利用事業者と消費者の間の取引を妨害する場合には、独占禁止法上問題（競争者に対する取引妨害等）となるおそれ。

### 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律

#### (1) 基本理念【第3条関係】

デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する施策は、デジタルプラットフォームが、利用者の便益の増進に寄与し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展にとって重要な役割を果たすものであることに鑑み、デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与その他の規制を必要最小限のものとすることによりデジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮されること及びデジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図ることを旨として、行われなければならないことを明記。

#### (2) 規律の対象

##### ● 特定デジタルプラットフォーム提供者の定義【第2条・第4条関係】

「デジタルプラットフォーム」については、下記の要件で捉える。

- ① デジタル技術を用い、商品等提供利用者と一般利用者をつなぐ場（多面市場）を提供すること
- ② インターネットを通じ提供していること
- ③ ネットワーク効果（商品等提供利用者・一般利用者の増加が互いの便益を増進させ、双方の数がさらに増加する関係等）を利用したサービスであること

そのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いものを「特定デジタルプラットフォーム（特定DPF）」として政令で定め、その提供者を規律の対象とする。その際、分野・規模のメルクマールを定め、対象が必要最小限度の範囲に限られるように設定。

その際、予見可能性を高める観点から、政令の基準に該当するかどうかを明確にするための手続規定を整備。

国内外の特定デジタルプラットフォーム提供者を等しく規律の対象と捉える。

##### ● 対象分野の見直しのため必要な限度において、「デジタルプラットフォーム」一般について調査を実施。【第15条関係】

【特定デジタルプラットフォームの分野・規模のメルクマール】

- ① 当該分野の国民生活及び国民経済への影響の大きさ
- ② 当該分野の一部のデジタルプラットフォームへの利用の集中の度合い
- ③ 取引の実情及び動向を踏まえた商品等提供利用者の保護の必要性
- ④ 他の規制や施策での対応の状況
- ⑤ 当該分野内で一定の規模（売上高等）があると認められること

⇒ 具体的には、各種調査で取引実態が明らかとなっている大規模なオンラインモール・アプリストアを当面の対象とする。

- 国内事業者であるか、外国事業者であるかを問わない。
- 会社形態（株式会社、合同会社等）を問わない。
- 事業主体の構成や契約形態による潜脱を防止する。

- ・ デジタルプラットフォームを2者以上で共同して提供する場合であっても、その全体を規律の対象とする。
- ・ 仲介と実質的に同等な契約形態も規律の対象とできるようにする。

## (3) 情報開示と手続・体制整備

### a) 取引条件等の情報の開示【第5条・第6条関係】

- 利用者に対する契約条件の開示や変更時の事前通知等を義務付け。←  
セキュリティ上の理由で開示できない場合等について、適切な例外を規定。
- 行政措置：開示がなされない場合、勧告・公表。  
それでも正当な理由なく是正されない場合には措置命令。

#### 【開示の項目例】

- ・取引拒絶をする場合の判断基準
- ・他のサービスの利用を要請する場合、内容・理由
- ・契約変更や契約に無い作業要請等を行う場合、事前に内容と理由を通知
- ・取引拒絶をする場合、事前にその旨と理由を通知

- ・問合せ、苦情等への対応に関する事項(窓口、処理フロー等)
  - ・検索順位を決定する基本的な事項(アルゴリズムの開示ではない)※
  - ・特定DPF提供者が取得・使用するデータの内容、条件※
  - ・商品等提供利用者によるデータの取得・使用の可否とその範囲、方法等
- ※印の項目は、商品等提供利用者のみでなく、法律上全ての利用者に対して開示を求める。

### b) 自主的な手続・体制の整備【第7条・第8条関係】

- 特定DPF提供者は、経済産業大臣が定める指針を踏まえて手続・体制の整備を行う。←
- 行政措置：特に必要な場合に限り、勧告・公表。

#### 【指針の項目例】

- ・商品等提供利用者適切な対応するための体制整備(国内管理人等の対応体制を含む)
- ・取引の公正さを確保するための手続や体制の整備
- ・紛争処理体制等の整備

### c) 運営状況のレポートとモニタリング・レビュー【第9条関係】

- 特定DPF提供者は、a) b) の状況とその自己評価を付したレポートを経済産業大臣に対し毎年度提出。
- レポートを受理した経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォームの運営状況のレビューを行い、評価を公表。  
その際、基本理念を踏まえ、商品等提供利用者、一般利用者、特定DPF提供者等の意見をバランスよく聴くことにより、関係者間での課題の共有や相互理解を促す。また、積極的な取組もベストプラクティスとして評価。

#### 【レポートの内容】

- ①事業概要 ②情報開示の状況
- ③運営における手続、体制の整備の状況 ④紛争等の処理状況 等

- 特定DPF提供者は、評価を踏まえ、透明性及び公正性の自主的な向上に努める。

## (4) 公正取引委員会との連携【第13条関係】

- 独占禁止法違反のおそれがあると認められる事案を把握した場合には、公正取引委員会に対し、同法に基づく対処を要請する仕組みを設ける。

## (5) その他の規律

### a) 商品等提供利用者の情報提供を容易にする手当て b) 主務大臣等

- 違法事実を申し出た利用者に対する不利益取扱を禁止。【第10条関係】
- 報告徴収によって、契約上の秘密保持義務がかけられている商品等提供利用者からも情報提供を受けられるようにする。【第12条関係】

- 主務大臣は取引ルールを所管する経済産業大臣とし、データの流通等に関する事項は、総務大臣への協議を規定。【第5条・第9条・第15条等関係】
- 指針の策定やDPF一般の調査では、各事業所管大臣にも協議。【第7条・第15条・第16条関係】

### c) 国内外の法適用

本法律案の規律は、内外の別を問わず適用。このため、現状海外事業者にも適用が行われている独占禁止法の例等も参考に、公示送達の手続を整備。【第19条～第22条関係】

### d) 見直し規定

施行後3年後を目途として、施行の状況等を踏まえて見直しの検討を行い、必要な措置を講ずる。【附則関係】



### Cf. 消費者庁

デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会

2020年7月2日 報告書骨子・検討の方向性(案)

#### ★対象となるデジタル・プラットフォーム

- ・物品の売買について消費者取引の成立を促すサービスを提供する事業者
- ・消費者取引として、BtoC、CtoCを対象

#### ★今後の施策

##### (1) 紛争の未然防止

- ①違法な製品、事故のおそれのある商品等の流通(是正措置の導入、取組場巨の開示等)
- ②表示(消費者を誤認させる広告表示や虚偽情報の表示(景表法の適用範囲、売主表示))
- ③表示(消費者の信頼を損なうレビュー)(レビュー操作に対する取組)
- ④パーソナルデータのプロファイリングに基づく表示(状況開示、実態調査)
- ⑤利用規約

##### (2) 紛争の処理・解決

##### (3) 法執行(海外事業者への対応強化)

Cf. 誹謗中傷対策としてもプラットフォーム研究会

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/platform\\_service/02kiban18\\_02000101.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/platform_service/02kiban18_02000101.html)

Cf. EU Digital Services Act

SNSやマーケットプレイスのようなオンラインプラットフォームに関し、以下の責任を規定

- ・ユーザーを違法商品・コンテンツ・サービスから守る
- ・オンラインでの基本的権利の保護

なお方策は、オンラインプラットフォームに対し、透明性とより広範な規制監督を提供するものである必要がある。

2018年 Commission Recommendation

- ・有効かつ十分なNotice & Takedown措置
- ・積極的な事前監視
- ・各国当局との連携

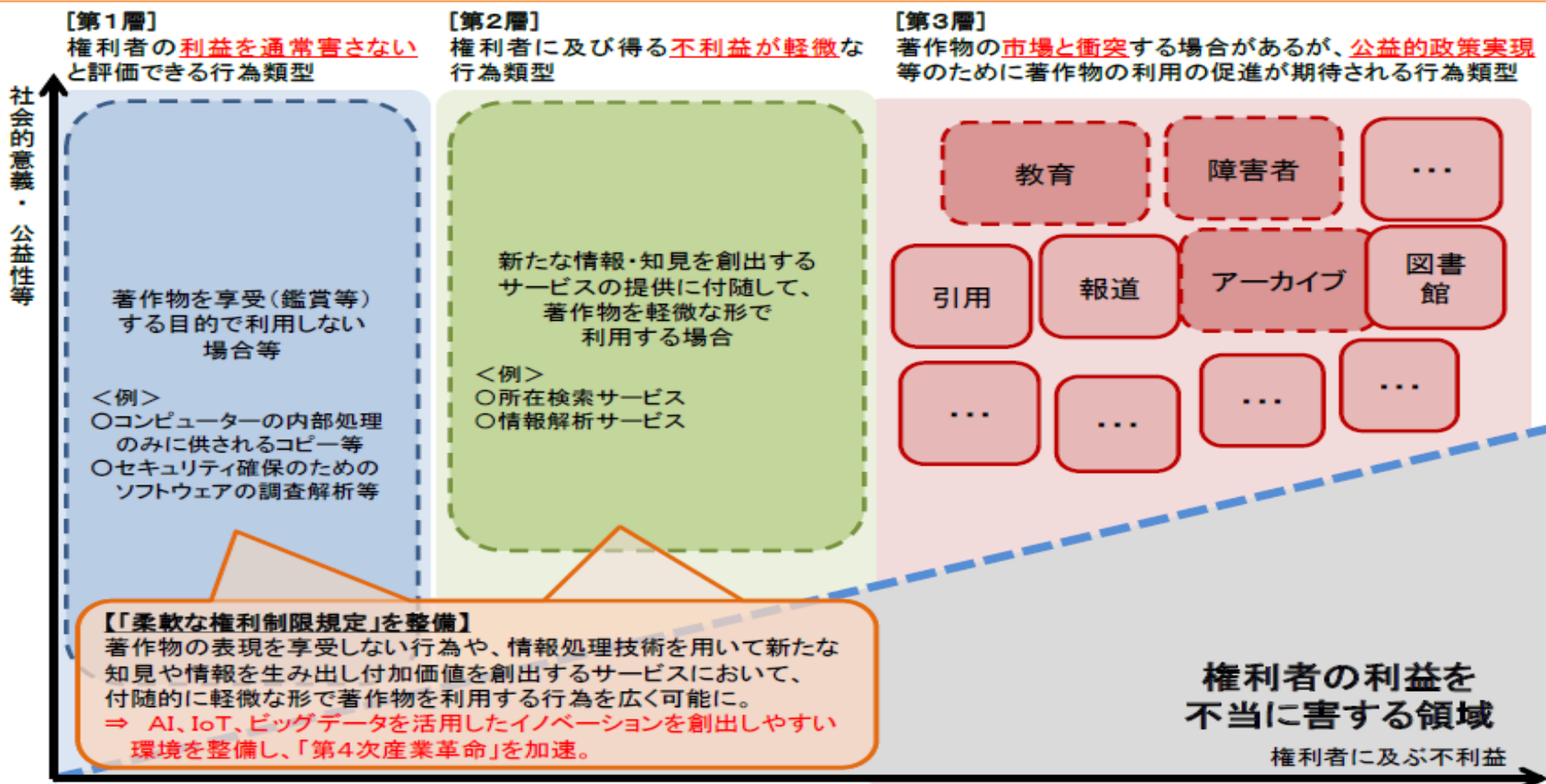
1 H30年改正

2 令和2年改正

3 オンラインでの著作物

## 権利制限規定に関する3つの「層」と「柔軟な権利制限規定」がカバーする範囲について

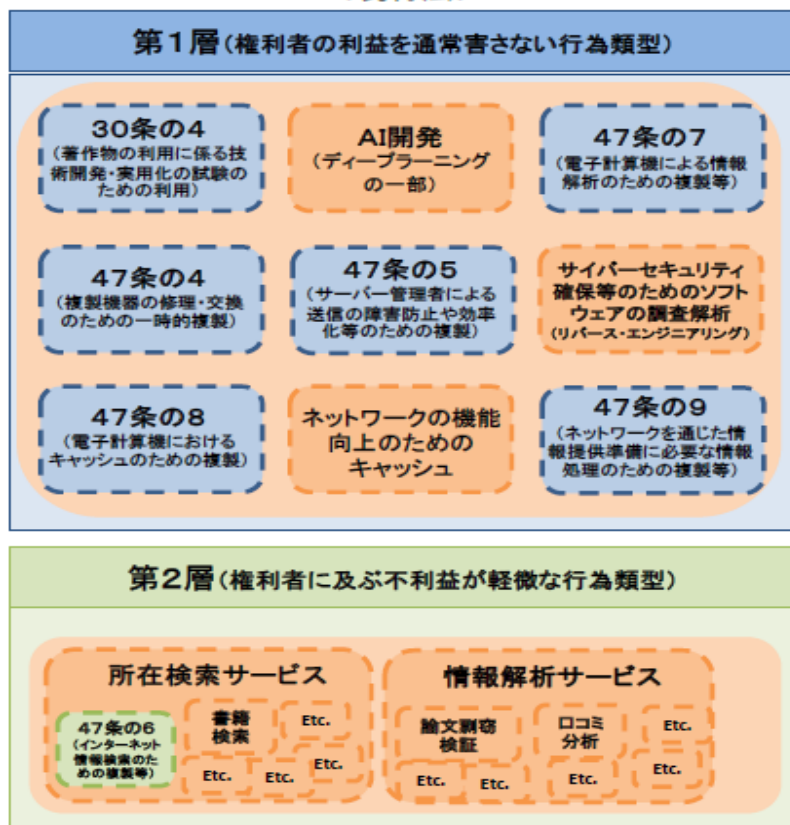
- 「文化審議会著作権分科会報告書」(平成29年4月)を踏まえ、権利者に及び得る不利益の度合いに応じて分類した3つの「層」のうち、権利者に及ぼす不利益が少ない「第1層」、「第2層」について、「柔軟性のある権利制限規定」を整備する。
- 「第3層」は、「私益(権利者の利益)」と「公益」との調整に関する政策判断を要するため、一義的には、利用の目的ごとに民主的正当性を有する立法府において制度の検討を行うことが適当。



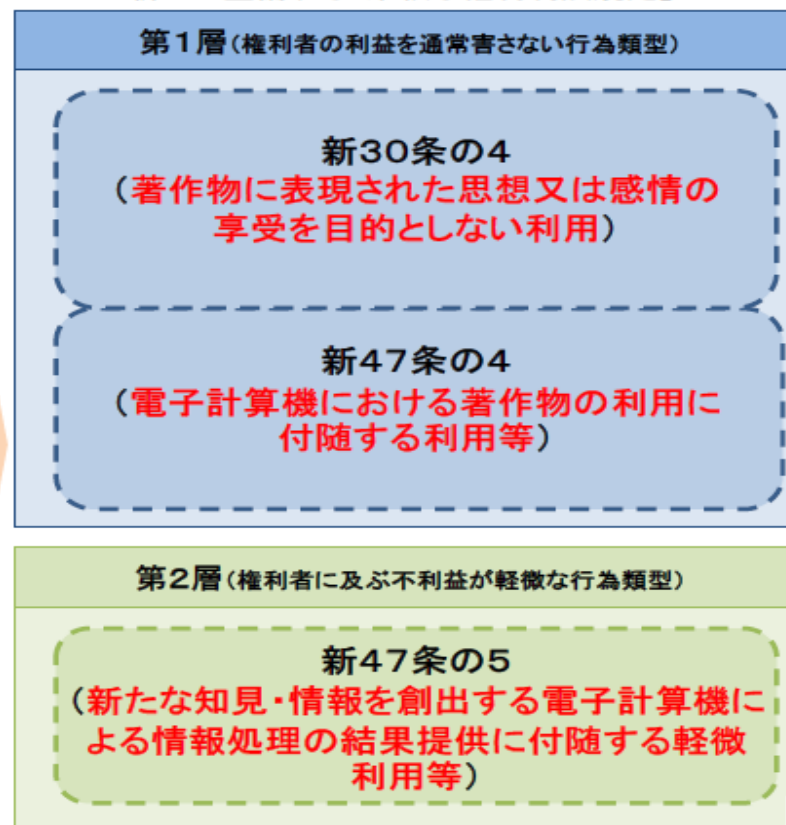
## 「柔軟な権利制限規定」の整備のイメージ(概要)

- 現行法でも、第1層、第2層のコンセプトが妥当する権利制限規定が複数整備されている。
- 今回、現在把握されていないニーズや将来の新たなニーズに対応できるよう、**現行規定を包含するより包括的な3つの「柔軟な権利制限規定」を新設**する。改正に伴い、現行規定は削除し、これらを包含する新しい規定に統合する。

### <現行法>



### <新たに整備する「柔軟な権利制限規定」>



H30改正の殆どは、H31.1.1施行

なお、教育関係の35条

教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備

[改正前] 遠隔合同授業(同時中継)のみ

利用の都度、個々の権利者の許諾とライセンス料の支払いが必要

[改正後] オンデマンド、スタジオ型のリアル配信も対象

ワンストップの補償金の支払のみ(権利者の許諾不要)

もともと公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日とされていたが...

2020年4月28日施行

令和2年度に限り、特例として無償

### 1. インターネット上の海賊版対策の強化（施行期日：R3.1.1 但し、1①はR2.10.1）

#### ① リーチサイト対策

- ・リーチサイト等を運営する行為等を、刑事罰の対象とする。
- ・リーチサイト等において侵害コンテンツへのリンクを掲載する行為等を、著作権等を侵害する行為とみなし、民事・刑事の責任を問いうるようになる。

#### ② 侵害コンテンツのダウンロード違法化

- ・違法にアップロードされたものだと知りながら侵害コンテンツをダウンロードすることについて、一定の要件の下で、私的使用目的であっても違法とし、正規版が有償で提供されているもののダウンロードを継続的に又は反復して行う場合は刑事罰の対象とする。

### 1 LEECHサイト規制

侵害コンテンツそのものは掲載しないが侵害コンテンツへのリンク情報を提供

#### 問題の背景

リンクに対する著作権法上の考え方

→ 著作権法上ノーカン である

幫助はあり得るが、差止めはできない。



### ロケットニュース動画リンク事件（大阪地判H25・6・20判時2218号112頁）

#### 【事案】

自ら撮影した動画を「ニコニコ生放送」でライブストリーミング配信していた原告が配信した動画を第三者が動画共有サイト「ニコニコ動画」にアップロードした。

被告は、自ら運営する「ロケットニュース」サイト上に上記動画に着目した記事を掲載すると共に、同サイト内から上記「ニコニコ動画」への埋込リンクを貼り、ロケットニュースサイトの閲覧者が直接同動画を視聴できるようにしたことについて、原告が著作権侵害を主張。

#### 【リンクについての裁判所の判断】

被告は、「ニコニコ動画」にアップロードされていた本件動画の引用タグ又はURLを本件ウェブサイトの編集画面に入力することで、本件動画へのリンクを貼ったにとどまる。

この場合、本件動画のデータは、本件ウェブサイトのサーバに保存されたわけではなく、本件ウェブサイトの閲覧者が、本件記事の上部にある動画再生ボタンをクリックした場合も、本件ウェブサイトのサーバを経ずに、「ニコニコ動画」のサーバから、直接閲覧者へ送信されたものといえる。

すなわち、閲覧者の端末上では、リンク元である本件ウェブサイト上で本件動画を視聴できる状態に置かれていたとはいえ、本件動画のデータを端末に送信する主体はあくまで「ニコニコ動画」の管理者であり、被告がこれを送信していたわけではない。

→ 被告による自動公衆送信・送信可能化を否定

リツイート事件 東京地判H28.9.15 (知財高裁H30.4.25) 最高裁へ  
発信者情報開示事件

### 【事案】

原告カメラマンの写真をAがツイート、B、C、Dがリツイート  
原告がツイッターを被告として発信者情報開示

Aは自らデータを複製:Aが著作権侵害に該当  
問題はB、C、D

リツイートは、インラインリンク

「ユーザーの捜査を介することなく、リンク元のウェブページが立ち上がった時に、自動的にリンク先のウェブサイトの画面又はこれを構成するファイルが当該ユーザーの端末に送信されて、リンク先のウェブサイトがユーザーの端末上に自動表示されるように設定されたリンク」

裁判所: リツイートによっては、本件写真のデータは送信されないし、リツイートのURLからユーザー端末へのデータ送信も行われていない  
→ 著作権侵害に当たらない

### 氏名表示権 リツイート事件最高裁判決 最判R2・7・21

#### 【事案の概要】

Twitter上で無断で投稿された著作者の画像をリツイートした際に、元画像がトリミングされ、画像上に記載されたクレジットが削除されたことが氏名表示権侵害にあたるとして、Twitter社宛に発信者情報開示請求がなされた事案

#### 【争点】

- ① 著作権法19条1項「著作物の公衆への提供若しくは提示」行為があったか否か
- ② (リツイート画像をクリックすれば元画像が出ることから)著作権法19条2項「すでに著作者が表示しているところにしたがって著作者名を表示」していると言えるか
- ③ リツイートがプロバイダ責任制限法4条1項に該当するか否か

### リツイート事件最高裁判決 最判R2・7・21

#### 【結論】

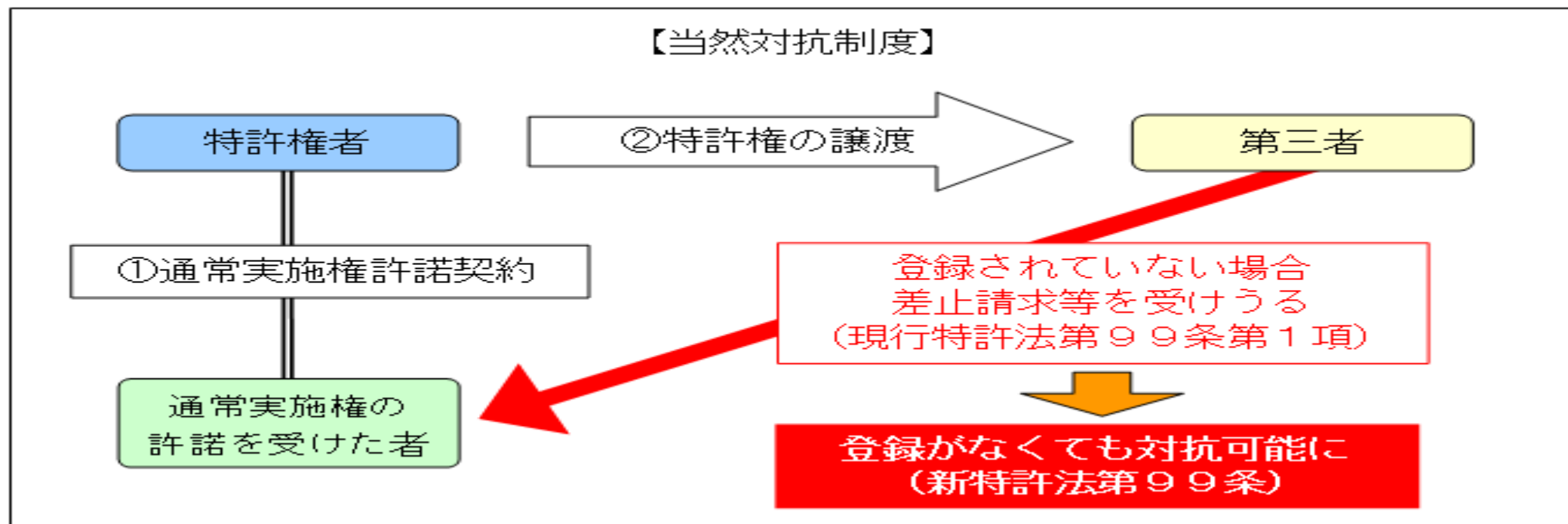
- ① 著作権法19条1項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、同法21条から27条までに規定する権利に係る著作物の利用によることを要しない
- ② 表示画像をクリックすれば、クレジットが示された元画像が見ることができるとしても、投稿者が著作者名を表示したことにはならない
- ③ 本件リンク画像表示データの送信は、氏名表示権侵害を直接的にもたらしているというべきであり、本件リンク画像表示データの流通によって権利侵害がされたものであるから、「侵害情報」である本件リンク画像表示データを特定電気通信設備の記録媒体に記録した者と言える。

### 2. その他（施行 ①－③はR2.10.1、④⑤はR3.1.1、⑥施行から1年を超えない範囲）

- ① 写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大  
生配信やスクリーンショットを対象に含める
- ② 行政手続きにかかる権利制限（地理的表示法・種苗法）
- ③ 著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入  
→ 著作権を譲り受けた者その他の第三者にライセンスを対抗できる
- ④ 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化
- ⑤ アクセスコントロールに関する保護の強化
- ⑥ プログラム著作物の登録制度の整備

- ③ 著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入  
→ 著作権を譲り受けた者その他の第三者にライセンスを対抗できる

特許法66条 同様の条項が著作権法にも



- オンラインでの行為がより活発化



上記を前提に制度設計を行う必要がある

POINT

リアルで出来ていないことをオンラインでだけ要求しない